		介護給付 支給申請								費地	域相關	談支援	給付書	*)				見・見	更新
	)港区長 とおり申請	りします。											申請	年月日	令和	年	:	月	日
申	フ.リ.:	名						1 1		生年	三月日			大正 平成		年	月		3
請者	個人		=	<u> </u>		1 1		1 1											
	居住												電話	番号		4 > - 6			
申前	青提出者	□申請₹		口申記	青者本	人以夕	<b>†</b>	***	E	£	名					者との	月孫		
住		所一								H- 4	三月日		717 ct)	· 令和	電話番号	年		月	日
	リ 対 給申請に 童 氏	係る , 名								続	杯			17 17 14					H
	人 番本障害者 長番号	号		療育	手帳番	号					害者保健 製番号				疾病名				
被化	<b>呆険者証の</b>	記号及	び番り	号							保険	食者名.	及び番	号 (※	)				
( <u>&gt;</u>	E甘港任会	1級の高	会給の有	無(京	2分絲統	売支援	B型(	のサー	-ビス	を申請	する	者に限	る。)			1		Ħ	
<u>*</u>	被保険者証	Eの記号	及び番	号」欄	及び「	保険	者名及	び保	険者	番号」	欄は、	療養:	介護を	申請す	る場合に記	己入して	くだ	さい。	
サー	障害	福 祉	1	・支 扱の認力	1 1	育・無		区分等	1	2 3		6	有期						
ピッ	関係サー			中のサー		の種類	巨と内	容等		非該当	1		1 29.	1113					
-ビス利田			利用口	中のサー	ービスの				- ^						5.介章# 1	2 2			
-ビス利用の状況	関係サー介護	- ビス	利用中要力		- ビス( 認 定	有	・無	要	至介	来談 <u></u>		支援(	)		[介護 1	2 3 4	1 5		
-ビス利用の状況	関係サー介・護・	- ビス  保 険	利用中要力	中のサー	- ビス( 認 定	の種類	・無質と内	容等				支援(	)						
-ビス利用の状況	関係サー介護	- ビス  保 険	利用「 要 介 利用「	中のサー : 護 ! 中のサー	-ビス( 図 定 -ビス(	の種類	・無	容等		護度			)			2 3 4		容	
-ビス利用の状況 申	関係	- ビス  保 険	利用「 要 介 利用「	中のサー	-ビス( 図 定 -ビス(	の種類	・無質と内	要容等		護度	要		文					容	
ビス利用の状況	関係	- ビス 除ス	利用「 要 介 利用「	中のサー   護   	- ビス( 図 定 - ビス( 寸費	の種類	・無質と内	要容等	重類	護度	要注	付費	)	• 要				内容	
ビス利用の状況	関係サー介・護・	- ビス 保	利用「 要 介 利用「	中のサー 、 護 中のサー 介護給 名	- ビス( 空 定 一 寸 費 介 問 援	の種類	・無内とりで護護護	容等スの種口	重類	護度割線	要多	付費	支	• 要				7容	
ビス利用の状況 申請	関 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	- ビ 保 ビ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	利用「 要 介 利用「	中のサー ) 護 中のサー 介護給 宅 訪	で 定 ス 付 費 介 問 援援	の種類	・無内で護護護	容等スの種口	重類	護度割線	要多	付費	支	• 要				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ビス利用の状況 申	関 介サ 区分 訪問系・	- ビ 保 ビ 保 ビ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	利用 <sup>口</sup> 要介用 <sup>口</sup> 方	中のサークででである。	アンドラ と	角の種類	きとかりででいる。一般では一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	容等スの種口	重類	護度割線	要多	付費	支	• 要				内容	
ビス利用の状況 申 請 す	関 介 サ 区分 訪問系・その	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分別を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	中のサークでである。一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	で と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	角の種類	無内で護護護所援	要容等	献知 就自 /	護度割納労立	要	付費着活	支援	援助				勺容	
ビス利用の状況 申請	関 介 サ 区分 訪問系・その	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分を変える。	中の一下ででは、一下であり、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では	で と	角の種類	きょう	要容等	重類 就 自	護 度 謝 労立 訓 和	要 定生 集	付養活機能	支援訓練	接助				7000	
ビス利用の状況 申 請 す	関 介 サ 区分 訪問系・その他	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分を変える。	中のサークでである。一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	で と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	角の種類	無内で護護護所援	容等	就自	護 度 割終 分立 訓 系 立立 訓 系	東 定 生 ( (	付養着活機生活	支援	接助				9容	
ビス利用の状況 申請する	関 介 サ 区分 訪問系・その他	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分を変える。	中の一下ででは、一下であり、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では	で と	角の種類	きょう	要容等	重類 就 自	護 度 割終 分立 訓 系 立立 訓 系	要 定生 集	付養 着活 機 生	支援	接助)				勺容	
ビス利用の状況 申請する	関 介 サ 区分 訪問系・その他	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分を変える。	中の一下ででは、一下であり、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では	で と	角の種類	きょう	容等	<b>重類</b> 就自 自自宿就	護 度 割線 労立	東 年 全 集 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	付養 着活 機生 行	文援 訓絲	接助 / )   練 接				勺容	
ビス利用の状況 申請するサー	関 介 サ 区分 訪問系・その	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分を変える。	中の一下ででは、一下であり、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では	で と	角の種類	きょう	容等 スの和	類 就自 自自宿就就	護 度 割粉 立 立 泊 労	要	付養 着活 人 機生 1 行養	支援 訓訓訓支施 A	接助)())練授)型				勺容	
ビス利用の状況 申請する	関 介 サ 区分 訪問系・その他	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の分を変える。	中の一下ででは、一下であり、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では	で と	角の種類	きょう	容等	類 就自 自自宿就就就就		要 第 定 生 人 (( 自 接 機 続	付着活 / 機生 行養	文援 訓訓訓 放援援 B	接助 / ) ) 練 援 ) 型 型					
ビス利用の状況 申請するサー	関 介サ 区分 訪問系・その他 日中活動系 住中	- ビ 保ビ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	利用の介度を障	中の一次を一行動期害養活	だ と	有種類サークを持ち、大変を表現しています。	無内 ビ 護護護所援護護	容等スの利のローローローローローローローローローローローローローローローローローローロ	類 就自 自自宿就就就就	護 割 労立 割割 割割 別 別 別 別 別 別 別 別 別 の の の の の の の の の の の の の	要 第 定 生 人 (( 自 接 機 続	付着活 / 機生 行養	文援 訓訓訓 放援援 B	接助 / ) ) 練 援 ) 型 型				勺容	
ビス利用の状況 申請するサービ	関介サービスの他の日中活動系サービス分の訪問系・その他の日中活動系	- 「保ビ	利用の分度	中の一つでであり、一つでであり、一つでであり、一つでであり、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは	で 定ス 介 間 援援入包介介	有種類サーク	無内 ビ 護護護所援護護	容等	類 就自 自自宿就就就就		要 第 定 生 人 (( 自 接 機 続	付着活 / 機生 行養	文援 訓訓訓 放援援 B	接助 / ) ) 練 援 ) 型 型				勺容	

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害又後区分認定に係る認定調査・概况制量の行名、サービス利用意向聴取の内容、港区障害支援区分審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、港区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名